(趣旨)

第1条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する ほうりつ (こいせい 2.5 ねんほうりつだい 6.5 ごう いか 「法」という。) 第10条 法律 (平成 2.5 年法律第 6.5 号。以下「法」という。) 第10条 第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に 対して、基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に 対して、基本方針 (平成 2.7 年 2月 2.4 日閣議決定。以下「基本方針」 という。) に即して、法第 7条に規定する事項に関し、職員 (臨時職員を含む。以下「職員」という。) が適切に対応するため必要な事項を定めるものとする。

ていぎ (定義)

- - (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を なくむ。) その他の心身の機能の障害 (以下「障害」という。) がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常 せいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う けるじょうたい 生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう
  - (2) せ会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会

生いかつ いとなむうえ しょうへき 生いど 生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、 かんこう かんねん そのたいっさい 慣行、観念その他一切のものをいう。

\*とう さべつてきとりあつかい きんし (不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者とは異なる不当な差別的取扱い(以下「不当な差別的取扱い」という。)をすることにより、障害者の権利利益を是害してはならない。

ごうりてきはいりょ ていきょう (合理的配慮の提供)

第4条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に 社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に おいて、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利 りえき しんがい 利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び におうがいて、社会的障壁の除去の実施について必要か できないない。)をしなければならない。

かんとくしゃ せきむ (監督者の責務)

ばならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を 理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を 理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 本とう きべってきとりあつかいおよびごうりてきはいりょ ふていきょう おこなわれない 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供が行われないよう 、 日常の執務状況を確認するとともに、必要に応じて環境の整備を図ること。
- (3) 障害者及びその家族その他関係者(以下「障害者等」という。)から不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に対する そうだん くじょう もうしでなど 相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合は、 じんそく てきせつ たいしょ 迅速かつ適切に対処しなければならない。

そうだんたいせい せいび (相談体制の整備)

第6条 職員による障害を理由とする差別に関する障害者等からの まざった たいおう まどぐち だいるこう 相談に対応するための窓口 (第3項において「相談窓口」という。) は、福祉保健部福祉課とする。

- 第7条 福祉保健部長は、障害を理由とする差別の解消の推進を はかる しょくいん たいし ひつよう けんしゅうおよびけいはつ 図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。
- 2 福祉保健部長は、職員に対し、障害の特性を理解させるとともに いしき けいはつ はかる 、意識の啓発を図るものとする。

そのた (その他)

だい8 じょう くんれい きだめる ののほか、必要な事項は、市長が別に第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に きだめる 定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行し、平成28年11月1日から適用する。